

# 仕 様 書

## 1. 業務名

除菌ウェットティッシュの調達

## 2. 業務内容

### (1) 除菌ウェットティッシュの仕様

- ・内 容：縦150mm×横200mm、10枚入り、アルコールタイプ
- ・数 量：4,000個
- ・刷 色：片面フルカラー（フラップ、縦42mm×横80mm程度）

### (2) フラップデザインの作成、印刷

- ・発注者より別途提供するイメージ案をもとに、デザイン案を作成すること。
- ・提出されたデザインの校正は2回程度とする。（状況により、校正回数を増やすことがある。）
- ・デザイン案は、発注者の最終確認を経て決定稿とし印刷を行うこと。
- ・デザインデータ校了後、AI及びPDFデータを提出すること。

### (3) その他

- ・著作権については、別紙「著作権等取扱特記事項」によること。
- ・業務の実施にあたっては、発注者と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- ・請求書及び納品書の宛名は、『「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会 会長 古田 肇』とすること。
- ・その他必要事項については、発注者と協議すること。

## 3. 納入期限

令和4年9月30日（金）

## 4. 納入場所

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館1階倉庫

※事前に納品日時を発注者と必ず協議のうえ、納品すること。

## 5. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 6. 問い合わせ先

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局

(岐阜県庁6階 岐阜県県民文化局文化創造課内)

電話：058-272-1111 (内線 4134) FAX：058-278-3529

(別紙)

## 著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 当該制作物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 当該制作物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 受託者は、発注者に対し、当該制作物が著作物に該当する場合には、発注者(発注者が指定する者を含む。以下同じ)が次に掲げる方法で、当該制作物を利用することを許諾する。
- 一 発注者が開催する『「清流の国ぎふ」文化祭2024』に関連する一切の事業のため、県民、団体、企業、学校、行政関係者等に無料で配布、説明、データ配信すること。
  - 二 発注者が実施する会議、研修会等において、参考資料として複製すること。また(複製物を含めて)無料で配布、説明、データ配信すること。
  - 三 発注者が指定するウェブサイト等に掲載し、無料で配信すること。
  - 四 発注者が他の印刷物や広報媒体等を作成する場合に使用すること。
  - 五 前各号のために、著作物を変更及び加工すること。
- 2 当該制作物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 受託者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 発注者は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に受託者(前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。)に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、当該制作物が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、当該制作物が著作物に該当する場合において、当該制作物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、当該制作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。